

ひとり親家庭支援サービス

会津美里町 健康ふくし課 こども家庭支援室 Tel.0242-55-1145 (会津美里町字新布才地1番地)

ひとり親家庭となった方へ、受けられる手当や助成をまとめました。お気軽にご相談ください。

児童扶養手当

離婚、未婚、死亡などによりひとり親となった方のうち、18歳到達の年度末までのお子さんを養育している方へ支給される手当です。

※所得制限があります。

【必要書類】

- ・請求者と児童の戸籍謄本（1か月以内に発行されたもの）
- ・請求者の預金通帳の写し
- ・年金手帳など基礎年金番号がわかるものの写し など

【所得制限】※制限表裏面参照

申請者（母または父）の所得だけではなく、同じ住所に住んでいる方全員の所得が関係します（世帯分離をしても対象です）。所得には養育費も含まれます。（対象外事例：申請者の兄や児童が所得制限を超えている場合など）

【支給額】（月額） ※R7.4.1以降
公的年金を受け取っている場合にはその額が差し引かれます。

児童数	全部支給	一部支給（所得に応じて）
児童1人のとき	46,690円	11,010円から46,680円まで10円きざみの額
2人目の加算額	11,030円	5,520円から11,020円まで10円きざみの額
3人目以降の加算額（1人につき）	11,030円	5,520円から11,020円まで10円きざみの額

【申請するためには…】

- ・母子（父子）が元配偶者と住所を別にしていること
 - ・母子（父子）が元配偶者の健康保険の扶養を抜けていること
 - ・名字を変更した場合は口座（通帳）名義も変更されていること
- が必要です。

★請求された書類は福島県 児童家庭課にて審査されます。審査の結果、該当にならない場合もございますのでご了承ください。また、審査や支払い金額の確定までは時間がかかるため、明確にお答えできません。認定になった際には申請した次の月分から支給されます。

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親の方を対象に医療費助成の受給者証を発行しています。県内の医療機関の窓口で保険証等と受給者証を提示していただくと、窓口での支払いが不要となります。

※所得制限があります。

※助成できるのは医療保険が適応したものに限りです。

【必要書類】

- ・請求者と児童の戸籍謄本
（児童扶養手当で取得した場合には代用できます。）
- ・請求者の預金通帳の写し
- ・請求者と児童の「保険情報がわかるもの」の写し

【所得制限】※制限表裏面参照

児童扶養手当と同じ所得制限となります。ただし、ひとり親医療では世帯分離している方は所得審査の対象に含まれません。

★住所や加入保険に変更があった場合にはお手続きが必要です。また、窓口で受給者証が使えず、お支払いをした場合、領収証をもとに医療費をお返しできる可能性があります。

★認定になった場合、有効期間開始は翌月の1日からとなります。
（請求日が1日の場合にはその日から有効期間開始となります。）

母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり親の父母や児童を対象に修学、技能取得、就職支度、住宅などの資金の貸し付けを行っています。貸付制度ですので、返済していただく必要があります。申請にあたっては必要性の審査を行い、貸付を受けられない場合もあります。

【申込方法】

県保健福祉事務所、両沼福祉相談コーナー、および町役場健康ふくし課 こども家庭支援室（本庁舎）で受け付けます。お申込み後は県保健福祉事務所ですべて書類審査を行い貸付決定をします。

所得制限表

児童扶養手当、ひとり親医療では所得制限があります。申請者（母または父）の所得だけではなく、同じ住所に住んでいる方全員の所得も審査の対象です。

【扶養義務者とは】

同じ住所に住んでいる方のうち、申請者の直系血族の方は扶養義務者（一緒に児童を養育する立場にある方）となります。児童であっても、就職して所得がある場合には、対象児童兼扶養義務者として所得審査の対象です。

※児童扶養手当では世帯分離をしていても所得審査の対象ですが、ひとり親医療では世帯分離をしている方は審査の対象になりません。

【所得制限表の見方】（令和6年11月以降）

所得は今現在の所得を見るのではなく、1月～9月までは前々年、10月～12月までは前年の所得を見ます。扶養親族の数は確定申告（年末調整）を行った時点での人数です。所得から（給与収入、年金収入の方は）10万円を引き、社会保険に加入している方はさらに8万円、加えてその方の医療費控除などを差し引いた後の金額で判断します。※養育費の80%も所得に含まれます。

扶養親族の数	申請者本人（全部支給に該当）①	申請者本人（一部支給に該当）②	扶養義務者
0人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
5人	2,590,000 円	3,980,000 円	4,260,000 円

①を超えない場合には手当が全額支給されます。
①を超えても②を超えない場合には手当の一部が支給されます。②を超えてしまう場合には手当は支給されません。

【支給日】

児童扶養手当は年6回、奇数月の11日に支給されます。支給日が金融機関の休日等の場合は、その日より前の最も近い平日となります。

支給日	支給対象月
1月11日	11月分～12月分
3月11日	1月分～2月分
5月11日	3月分～4月分
7月11日	5月分～6月分
9月11日	7月分～8月分
11月11日	9月分～10月分

【例】

- ・令和7年の8月に申請⇒令和6年度所得（令和5年分の所得）
 - ・令和7年の12月に申請⇒令和7年度所得（令和6年分の所得）
- 扶養親族の数が0人で所得が550,000円、養育費を年間600,000円受け取っている場合。

⇒養育費の80%が所得になるので $600,000 \times 0.8 = 480,000$ 円

よって所得は $550,000 + 480,000 = 1,030,000$ 円

ここから10万円と8万円を控除するため、

$1,030,000 - 100,000 - 80,000 = 850,000$ 円

850,000円は①（690,000円）を超えてしまうので全額支給にはなりませんが、

②（2,080,000円）は超えていないため一部支給となります。